

議案第三五号

基本財産(立木)処分につき

右記箇所の基本財産(立木)を処分するものとする

記

東白	郡	及	別
三朝	町	六九町ニ及一畝	
曹澤	大字	一〇町ニ及八畝	
真谷	字	六町ニ及五畝	
六〇〇	地番		
三九			
三九			
六〇〇			
福田			
吉尾			
下野			
後山			
後山			
六〇〇			
六〇〇			

原案可決

三朝町長

坂出 稗



昭和三十一年六月九日提出

昭和卅貳年七月貳日

議決

三軒町議會議決

天野 廉

